

## 大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)(案)に係る意見募集の実施結果

(実施期間：平成21年2月10日～2月27日)

### 1. 意見募集方法の概要

#### (1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を近畿地方環境事務所及び大台ヶ原自然再生のホームページに掲載
- ・記者発表
- ・近畿地方環境事務所における資料の配付

#### (2) 意見提出期間

平成21年2月10日(火)～2月27日(金)まで

#### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

#### (4) 意見提出先

近畿地方環境事務所

### 2. 意見募集の結果(環境省に提出された意見の合計)

意見提出数 2通

整理した意見数 30件

### 3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

「大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)(案)」に係る意見の概要及び対応方針について  
(実施期間：平成21年2月10日～2月27日)

該当箇所	意見要旨	対応方針
1 森林の現状について	<p>本案では、「ニホンジカの採食等により(略)西大台の下層植生の特徴であつたスズタケが減少する等(27ページ)」と記述されているが、スズタケ衰退の原因を「ニホンジカの採食」と「明確」にしたかった。また、スズタケの枯死の原因としてタケ類天狗巣病罹患の疑いを提起しているが、調査結果が掲載されていないのは何故か。</p>	<p>西大台のスズタケの衰退原因については、明確な原因は分かつていません。しかし、西大台に設置した防鹿柵内外で行つてある植生調査では、防鹿柵内では回復が確認されています(36ページ図3-1-6)。また、ニホンジカの採食の影響を排除した防鹿柵内では、「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化」が見られる」とや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等スズタケ以外の下層植生も回復していることから、スズタケを含む下層植生に対するニホンジカによる採食の影響は無視できないものと考えています。</p> <p>なお、テングス病に関する調査結果については、平成20年度に実施した緊急対策地区メッシュ調査の中で行つたため、その結果を計画書本文には記載できませんでしたが、その後調査結果を取りまとめましたので、御指摘を踏まえ本文にその概要を記載するとともに、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の付録へ調査結果を掲載することとします。</p>
2 森林の現状について	<p>「平成15(2003)年の樹高階分布」(28ページ図3-1-3)は「ニホンジカの採食等により(略)低木層が欠落している」としているが、下層植生が少ない現象を直ちにシカの採食のせいにするのは非科学的ではないか。ブナ林の乾燥と温度上昇、温暖化、酸性降下物の影響等検討されたのか。</p>	<p>御指摘の図については、樹高3m以下の林冠構成種の後継樹やオオカメリキ等低木種を含む低木層が欠落していることを示していますが、ニホンジカの採食の影響を排除した防鹿柵内では、「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」とや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等スズタケ以外の下層植生も回復していることから、スズタケを含む下層植生に対するニホンジカによる採食の影響は無視できないものと考えています。</p> <p>なお、ブナ林の乾燥と温度上昇、温暖化、酸性降下物の影響等に関する研究成果、文献等については確認できていませんが、土壤水分や植物の生育状況等に関するモニタリングと併せこれら</p>

3 防鹿柵について	<p>防鹿柵の効果について、柵内の食痕・剥皮の有無による評価のみではなく、人為的な柵を作るべきである。自然再生に役立つかの評価をすべきである。</p> <p>年度経過による植生の変化は柵の内外で変わつておらず、柵の必要性は弱い。</p> <p>利用調整地区に指定して価値と必要性を認めている西大台で、必要性の無い防鹿柵を作り置く理由が分からない。西大台の防鹿柵は撤去し、PSデータのような植生の推移の詳細なデータ収集を立案すべきである。</p> <p>図3－2－3(54ページ)は大変貴重なデータでこれを収集発表したことは高く評価したい。</p>	<p>御指摘につきましては、「自然再生とは、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻すことを通じ、生態系の健全性を回復することを目的としたもの」であり(70ページ)、現在、防鹿柵内ではイトスゲやスズタケの回復が見られる(36ページ)。図3－1(6)ほか、「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」とや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復する等、減少した下層植生の回復が認められています。「ミヤコザサの繁茂」や「ノワサギ、ネズミ類等による実生の採食」等の課題(37ページ)はありますが、防鹿柵の設置は自然再生を進める上で有効な手段であると考えられます。防鹿柵設置に伴う課題への対処方法も含め、今後も「大台ヶ原を特徴づける」「緊急に保全が必要となる箇所の抽出を行い」(74ページ)、防鹿柵による区域保護対策を進めると考えています。</p> <p>また、ニホンジカの移動状況や植生の推移に係る詳細なデータの収集・把握に努めています。</p>
4 防鹿柵について	<p>西大台の大規模な防鹿柵は利用調整地区の理念に反する。歴史的にも意味のある七つ池にN o.25を設置して利用者を排除したことは間違いである。</p> <p>早急に撤去すべきである。</p>	<p>西大台利用調整地区は、自然再生に必要な手法として導入されたものであり、御指摘の七つ池は、下層植生や後継樹保護を目的に設置しており、下層植生の回復等の効果が着実に見られています。防鹿柵の設置により当該地における自然環境保全を図ることは「一定のルールとコントロールの下で適正な公園利用を行い自然体験を享受する場として継続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承する。」という利用調整地区の理念にも相反しないものと考えています(吉野熊野国立公園公園計画書(公園計画の一部改正平成18年12月26日、環境省告示第155号)。</p> <p>なお、防鹿柵については、自然再生の目標が達成された際には撤去する方針です(83ページ)。</p>

5 防鹿柵について	西大台のニホンジカ生息密度が平均6.7頭/km <sup>2</sup> にすぎない場所において、何故広大な防鹿柵が必要なのか、パッチティファエンスで充分ではないのか。	<p>御指摘につきましては、現在、西大台では防鹿柵により区域保護対策を進めていますが、防鹿柵内では「かつて生育していた植物が回復する等下層植生に変化が見られる」ことや「沢沿いの植物の群落が設置後1年で回復」(36ページ)する等、表退した植生の回復が確認されており、「大台ヶ原を特徴づける」「緊急に保全が必要となる箇所」(74ページ)等の区域保護対策として必要であると考えています。</p> <p>また、「西大台の林冠ギヤップや後継樹の生育する場所では、小規模防鹿柵(パッチティファエンス)の効果的な活用等により森林更新の場の保護」を進めていくこととしています(74ページ)。</p>
6 防鹿柵について	防鹿柵の工事費について2006年以降の公表がされていないので教示願いたい。	<p>御指摘の防鹿柵の工事費につきましては、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の付録として収録することとします。</p>
7 植生保全策について	不確実で、不可知で非定常性の自然を相手に対症療法でない長期政策を行う場合、政策の挫折、硬直化にどう対応するのか。	<p>御指摘につきましては、「森林生態系の再生には長い年月を要するこことに留意し、長期的な視点のもとに一つ一つ段階を踏みながら、取組を進め、大台ヶ原においては100年単位の視点のもと、具体的な方針・目標を設定し取組を進める」と、「取組による効果についてはモニタリングによる科学的検証を行い必要な検証を加えつつ順應的に進める」ことを記載しています(70ページ)。</p>
8 実証実験(地表処理)について		

9	実証実験(地表処理)について	<p>実証実験(40ページ)で行われている「トウヒの播種につきましては、ミヤコザサ林床において樹冠構成種の実生の発芽定着環境を明らかにすること、小動物による種子の持ち去り等の要因が実生の定着・成長に与える影響が明らかとなること等から、現時点では地表処理の有効性を比較評価するまでには至っていない」状況です(41ページ)。</p> <p>なお、取組の詳細については「取組の実施期間等に応じて逐次大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。</p>
10	実証実験(地表処理)について	<p>当面の手法において、根が残る「ササ刈り」によってミヤコザサの繁茂を抑制することができる現実的に可能だと考えられるのか。</p>
11	実証実験(地表処理)について	<p>防鹿柵内において、ミヤコザサが繁茂し実生の発芽、生育を阻害することは当然予想できた、小動物の影響を含め改善する具体的な対策はあるのか。</p>

12	実証実験(地表処理)について	<p>トウヒ林が台風で倒れササ草地になつたからと、なぜその場所に播種をしまで再びトウヒ林を戻さねばならないのか。</p>	<p>トウヒの播種につきましては、ミヤコザサ林床において樹冠構成種の実生の発芽定着環境を明らかにするために行つていているものではあります。現時点ではササ草地をトウヒ林に戻すことには決めたものではありません。このため防鹿柵内に設定した実証実験区以外では播種を行っていません。</p> <p>なお、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)では、「大台ヶ原の現存する森林生態系の保全を図るとともに、天然更新による状況をひどつて、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図る」(71ページ)を长期目標としており、トウヒ林を含めて目指す自然の姿を例示しています。</p>
13	ニホンジカ	<p>個体群の保護管理について</p>	<p>二ホンジカの行動範囲が大台ヶ原の周辺にまで広がっていることが明らか的な現状(54ページ)で、保護管理計画(77ページ)では、周辺地域関係機関と取組み連携を図るとあるものの、基本方針や取組内容をみると大台ヶ原の中だけで生息密度を下げる事が優先されている。</p> <p>優先順位が逆であり、保護管理計画(77ページ)の項目の順序を変えるべき。</p>

14 ニホンジカ個体群の保護管理について	<p>植生の状態もニホンジカの密度も異なる西大台と東大台を一括りにして「植生に過剰な影響を与える」と断じるのは恣意的ではないか(77ページ)。</p> <p>77 ページの「ニホンジカによる植生への過剰な影響を排除するため、防鹿柵の設置、ラス巻き等の取組を進めます。が、防鹿柵の設置に当たっては、適地を検討の上、防鹿柵設置によるニホンジカの行動への影響を考慮しつつ設置を進めることとしています。(57ページ)。</p>	<p>また、第4章1、「自然環境の特性や人との関わりを踏まえた総合的な取組の実施」(70ページ)において、「東大台地区、西大台地区それぞれの植生等の自然環境や利用の特性と自然の復元力を踏まえ、その特徴に応じて総合的な取組を実施することにより、自律的に存続する健全な生態系の再生を目指す。」と記載しております。西大台と東大台を一括りにするのではなく、それぞれの特性を踏まえて対策を進めています。</p> <p>また、「東大台地区、西大台地区それぞれの植生等の自然環境や利用の特性と自然の復元力を踏まえ、その特徴に応じて総合的な取組を実施することにより、自律的に存続する健全な生態系の再生を目指す。」と記載しております。西大台と東大台を一括りにするのではなく、それぞれの特性を踏まえて対策を進めています。</p> <p>大台ヶ原が現在のような状態に至ったのは、ニホンジカによる剥皮のみでなく、幾つかの複合的な要因が発生し、継続していることによると考えられます(26ページ)。御指摘のとおり、二ホンジカの剥皮による枯死率は明らかとなりません。しかし、西大台の生存木の多くは、ブナ、ミズナラなどの広葉樹であり、これらはシカによる剥皮を受けにくいため、一方、トウヒ等の針葉樹は剥皮に弱く、幹の全周を剥皮されれば枯死するとされています。また、シカによる剥皮の影響を受ける2m以下の稚樹や根際の萌芽等はシカによる食害を受けており、後継樹に与える影響も懸念されます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、防鹿柵等による植生保全対策を進めることとしています。</p>
15 シカの剥死と枯死に係る剥皮の影響について	<p>植生タイプ別のボテンシャル調査によれば、西大台の生存木の60~80%はニホンジカの剥皮の影響を受けている。健全な森林でも寿命、病気、落雷等によって15%程度は枯死すると言われていることがあります。シカによる枯死率はどの程度が不明である。シカの剥皮による枯死と科学的に証明するそのための手法が不確かである。</p>	

16 個体数調査について	西大台を9のメッシュに分けてニホンジカの生息密度を出しているが、メッシュ7のみが高値で、平均値を引き上げている。地図上で機械的に区分して西大台に入れているが、シカの生態からすればメッシュ7は東大台に入れるべきであり、メッシュ11も駐車場に近い場所で東大台に入れるべきである。	当該メッシュは西大台地区と東大台地区の境界に位置しますが、西大台地区の占める面積が大きいことから、西大台に区分しているものです。各地区の平均的な生息密度を示すために地区を分けていますが、保護管理の目標(10頭/km <sup>2</sup> )は緊急対策地区(東大台及び西大台)全体の密度としています。
17 個体数調査について	メッシュ7、11を除けば西大台地区の平均密度は6.6頭/km <sup>2</sup> となり、目標生息密度の10頭/km <sup>2</sup> をクリアしている。それにもかかわらず捕殺する理由は何か。西大台でのライフバルによるニホンジカの捕殺について反対してきましたが、広大な防鹿柵が設置され、個体数調整も実行されるとこころまできました。シカの敵視をやめて共存を図ることに尽力すべきである。	現在、ニホンジカの個体数調整は東大台地区のみで実施しておりますが、西大台地区では実施していません。なお、個体数調整の具体的な実施場所については、年度ごとに決定することとなります。計画の実施結果等をモニタリングにより検証し、次年度の実施内容に反映させます「順応的管理」手法を取り入れて対応していくこととしています(77ページ)。
18 生息環境の整備について		
19 より良好な森林地域の保全について		

20	キャンプ指定地の設置について	質の高い自然体験をするためにキャンプをするには、大変良い対処と評価する。注意すべきことは、山麓等に作られているオートキャンプ場のように至れり尽くせりのキャンプ地にならないようになることである。計画(79ページ)の中にその旨が伝わる内容を明記すべきである。	キャンプ指定地につきましては、「利用者の意向を把握する」こと、「キャンプ指定地として適切な候補地を検討し、選定する」ことを記載しています(79ページ)。なお、取組の詳細については「逐次大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会の意見を聞いて定め」ます(74ページ)。
21	適正利用に係る交通量の調整について	マイカー規制について、情報公開による官民一体の共同作業によって実現しなければならない。	マイカー規制を含む新しい利用の在り方推進につきましては、基本方針として、「周辺地域住民等との関係者全体での十分な合意形成を図りながら、大台ヶ原における利用の「量」の適正化と「質」の改善を図る」ことを記載します(78ページ)。
22	より質の高い自然体験学習の提供	利用者の質の向上のためにも、知識、実技を併せ持つた認定ガイド制度の確立が望まれる。	ガイド制度につきましては、「西大台地区におけるガイド制度に向けた検討や、エコツアーや試行等による、より質の高い自然体験学習を提供するための検討を行う」ことを記載しています(78ページ)。
23	東大台周回線歩道整備について	第2期計画の短期計画において、歩道にきめ細かな補修を行うとともに、空中回廊を撤去して空石積み歩道に切り替えるべきである。	歩道につきましては、「モニタリングにより、整備が必要と判断された場合は、適宜整備を実施する」ことを記載しています(79ページ)。なお、整備の必要性や手法については「学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評議委員会」の意見を聞く」きながら対応します(81ページ)。

24 「マイカーライド」の実施について	<p>第1期では実施に向けた具体的な協議・調整は出来なかつたと、途中段階であることを報告している(66ページ)。時間を要する課題だけに途中段階は致し方ないとして、問題は地域経済の振興に果たす効果の検討を上げていることである。この取組は入り込みの量と質を改善するために振り興を考えるのは本末転倒である。実現化するためには短期計画(78ページ)の中に、社会実験の実施時期を明記すべきである。</p>	<p>御指摘につきましては、第4章4、「関係者間の連携」(70ページ)において、「地元関係行政機関、地域住民、自然保護団体一般利用者等の間で情報を共有することにより、関係者間の円滑な合意形成を図り、計画の着実な遂行を目指す」ことを記載いたします。</p>
25 多様な主体の参画の在り方について	<p>未知の多い自然を相手に取り組む活動は無意味になることが多い。そのリスクを少なくするために多くの意見を集めて検討することが必要である。有益な推進ができるよう意見にしつかり耳を傾ける参画の場面にしてももらいたい。課題の中にそのような課題がある旨も織り込み、計画(80ページ)の中に改善を明記すべきである。</p>	<p>御指摘につきましては、第4章4、「関係者間の連携」(70ページ)において、「地元関係行政機関、地域住民、自然保護団体一般利用者等の間で情報を共有することにより、関係者間の円滑な合意形成を図り、計画の着実な遂行を目指す」ことを記載いたします。</p> <p>また、第7章「実施体制等」(81ページ)において、「取組に当たっては、関係者や地元自治体等関係機関と十分な調整を行なうが、役割分担、多様な主導の参画等についても検討を進めることを記載しています。</p>
26 入山禁止について	<p>大台ヶ原を5年間入山禁止にして学術調査を行うべきである。</p>	<p>御指摘につきましては、大台ヶ原は吉野熊野国立公園の一部ですが、国立公園は、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資する」ことを目的としています(自然公園法第1条)。それを踏まえて、大台ヶ原では「質の高い森林生態系の再生を進めるとともに、利用との両立を図り」、「ワイスユースの山」の実現を目指す」ことを記載しています。(71ページ)。</p> <p>大台ヶ原自然再生事業ではモニタリングによる順応的な取組に加え多様な主導の参画により、必要とされる学術的な調査も引き続き行っていくことを考えています。</p>

27	目標は定量的でないと評価はいかよ。第2期の長期目標(71ページ)となつていて、大台ヶ原の姿(長期目標)について	<p>目標は定量的でないと評価はいかよ。第2期の長期目標(71ページ)となつていて、大台ヶ原の姿(長期目標)については、昭和30年代と時点は定量的だが、評価段階で評価するには難しい。代表的指標を定めて計測可能な定量値の目標値が必要である。</p> <p>温暖化が急速に進み、大台の寒冷地帯生が環境変化で消滅していく流れが予想される中で、昭和30年代の植生に戻し、自然状態で定着できることのか大変疑問である。温暖化との関係をよく吟味し、長期目標を定めるべきである。</p> <p>上記2点を踏まえて長期目標を修正すべき。</p>	<p>大台ヶ原生態系の保全を図るとともに、天然更新による森林生態系の再生をひとつの目安として、豊かな動植物からなる質の高い森林生態系の再生を目指すとともに利用との両立を図る」ことを掲げ(71ページ)進めていますが、この目標に対し、定量的な目標値を現時点にて設定することは困難です。</p> <p>なお、温暖化等の関係については、「学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」の意見を聞き(81ページ)、「モニタリングによる科学的検証を行なながら順応的に」対応していきます(70ページ)。</p>
28	長期目標について		<p>長い歴史の中で、ミヤコザサやスズタケが50年周期で一斉に枯死し、ササ類が回復するたための30年程の間に森林は困難な更新を繰り返してきた。森林の再生は数百年から数千年オーダーで考えるべきで、本計画では短いのではないか。</p>
29	科学的知見に基づく順応的管理について		<p>基本的な考え方で「科学的知見に基づいた順応的管理」と明記されている以上、科学的評価が必要不可欠である。</p>

30	計画の実施体制について	<p>日本生態学会生態系管理専門委員会が2005年に策定した「自然再生事業指針」に基づき、第3者の評価を行うべきである。また、科学的知見に基づく正しい判断を利用者に伝える説明責任を果たすべきである。</p>	<p>御指摘の「自然再生事業指針」では「事業の透明性を確保し、第3者による評価を行う」とあり、本計画に基づく取組に基づく取組が学識経験者、関係行政機関、地域関係者等からなる「大台ヶ原自然再生計画評価委員会」の意見を聞いて実施しております。取組に当たっては、関係者や地元自治体等関係機関と十分な調整を行ないながら、役割分担、多様な主体の参画等についても検討を進めることとしています(81ページ)。</p> <p>なお、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会、森林生態部会、ニホンジカ保護管理部会、利用対策部会は公開で実施されています。また、計画策定に当たってはパブリックコメントや地域説明会を実施し、情報公開及び広く意見の募集に努めています。</p>
----	-------------	---	--

「大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）（案）本文修正案について」

修 正 前	修 正 後
<p><b>第3章 対象地域内の現状と課題</b></p> <p>1. 森林生態系保全再生に係る現状と課題            (4) 森林生態系保全再生に係る課題            48ページ：            (略)。</p> <p>2. ニホンジカ個体群保護管理に係る現状と課題            (1) ニホンジカ個体群の現状            (略)。</p>	<p><b>第3章 対象地域内の現状と課題</b></p> <p>1. 森林生態系保全再生に係る現状と課題            (4) 森林生態系保全再生に係る課題            48ページ：            (略)。</p> <p>また、平成20年度に実施した「緊急対策地区messy調査」            の結果、シオカラ谷の5メッシュ（100mメッシュ）でスマタ            ケにシグス病が確認されたことから、引き続きモニタリン            グを行う必要がある。</p> <p>2. ニホンジカ個体群保護管理に係る現状と課題            (1) ニホンジカ個体群の現状            (略)。</p>